
千 環 協 案 内

平成 28 年 度 版



千葉県知事登録事業者団体
千葉県環境計量協会

<http://www.senkankyo.jp/>

千環協案内（平成28年度版）刊行にあたって

千葉県環境計量協会（略称：千環協）は、千葉県内に登録の環境計量事業者の団体として、昭和51年6月に会員数7社で創立されました。以来、本年で40年目の節目を迎え、会員数は、正会員46社、賛助会員8社の合計54社となっております。

当協会は、「環境計量に関する技術の向上と、適正な環境計量の実施を確保することを目的として各種事業を実施し、併せて関係諸機関との連携を密にしつつ、千葉県の環境対策並びに環境保全に寄与すること」を目的としております。

環境計量に関する技術講演会及び各種研修会の開催、クロスチェックの実施、技術事例発表会の開催などによって、分析精度向上、技術力の向上に努めるとともに、各種委員会活動や関係団体との交流を通じて、環境計量のプロとして不断の努力と研鑽を積み重ねております。

本年度の「千環協案内」では、当協会会員事業所の最新の業務案内を掲載するとともに、参考資料として

- ・「工場排水試験方法（JIS K 0102）の改正」
- ・「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布について」
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の公布について」
- ・「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法の一部を改正する告示の公布について」
- ・「水銀による環境の汚染の防止に関する法律について」
- ・「水銀大気排出対策」

に関する改正情報やお知らせ等を関係省庁のホームページから、引用・掲載いたしました。各方面でご活用いただければ幸いと存じ、ご案内申し上げます。

平成28年11月

千葉県環境計量協会
会長 野口 康成

1.	業務内容	
	千葉県環境計量協会について	3
	千葉県環境計量協会の組織及び事業活動	4
	千葉県環境計量協会規約	5~7
	表彰規定	8~9
	千葉県環境計量協会倫理綱領	10
2.	会員名簿	13~19
3.	JIS K1012 工場排水試験法 改正について（お知らせ）	23~25
	※経済産業省ホームページより引用	
4.	排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を 改正する省令（お知らせ）	26
	※環境省ホームページより引用	
5.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を 改正する省令（お知らせ）	27~28
	※環境省ホームページより引用	
6.	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」の一部を 改正する告示の交付について（お知らせ）	29~30
	※環境省ホームページより引用	
7.	水銀による環境の汚染の防止に関する法律について 水銀大気排出対策	31~34
	※環境省ホームページより引用	

1. 業 務 内 容

千葉県環境計量協会について

(略称:千環協)

I 設立趣旨

本会は、環境計量に関する技術の向上と、適正な環境計量の実施を確保することを目的として各種事業を実施し、併せて関係諸機関との連携を密にしつつ、千葉県の公害対策並びに環境保全に寄与することを目的として設立された団体であります。

II 設立並び構成

昭和 51 年 6 月 25 日に設立され、千葉県知事に環境計量証明事業の登録をした 7 事業所により発足、構成会員は平成 28 年 10 月現在、正会員 46 事業所、賛助会員 8 事業所となっております。

III 事業内容

当協会は、主として次の事業を実施しておりますが、その活動方法は全会員が五つの委員会のいずれかに所属し、全員参加ですすめております。

1. 総務委員会

(1) 会員従業員を含むレクリエーション行事の開催

2. 経営・業務委員会

(1) 会員ガイドの発行（会員事業所毎の人員、設備・証明分野・業務実績の紹介）

(2) 会員の事業実態の把握とまとめ

(3) 人材育成、組織の活性化等、経営に関する諸問題の検討

(4) 先端研究所等、事業所訪問による紹介

3. 技術委員会

(1) クロスチェック分析の実施

(2) 定量限界値の統一等の研究

(3) 計量機器管理の検討

(4) 技術研究発表会の開催

4. 教育・企画委員会

(1) 研修見学会、講演会の開催

(2) 実務者技術フォーラムの開催

(3) 新任者教育の実施

5. 広報・情報委員会

(1) 会報の発行

(2) 各種情報の提供

(3) ホームページ情報管理

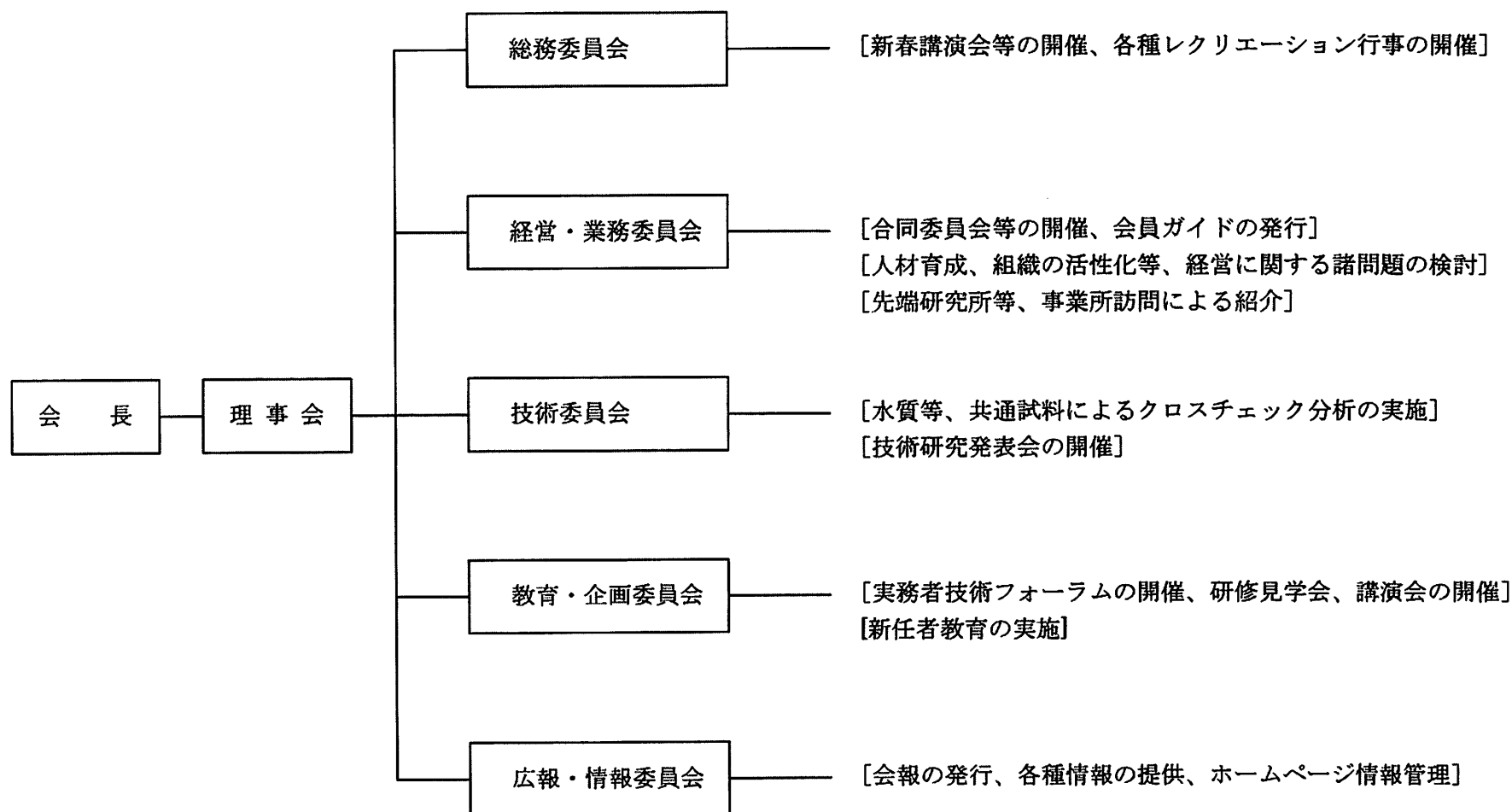
IV 中央団体との関係

一般社団法人千葉県計量協会に加入、並びに一般社団法人日本環境測定分析協会と共催事業を実施するほか、各種事業に参加、及び新技術の情報提供を受けております。

また、近隣協議会（東京・神奈川・埼玉）とは、首都圏環境計量協議会連絡会を組織し、各種事業に参画しております。

千葉県環境計量協会の組織及び事業活動

(略称：千環協)



千葉県環境計量協会規約

第 1 章 総 則

(目的及び基本理念)

第 1 条 本会は環境計量に関する技術の向上と、会員相互の親和と親睦に努め、かつ関係諸機関との連携を密にし、環境計量証明事業の正しい発展を図ることを目的とする。また、別途定める倫理綱領に基づき、環境計量証明事業者として継続的に信頼性を確保し、社会的責任を果たすことを基本理念とする。

(名 称)

第 2 条 本会は千葉県環境計量協会と称する。

(事務所)

第 3 条 本会は事務所を千葉県内におき、所要の職員をおくことができる。

(事 業)

第 4 条 本会は第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 環境計量証明事業の進歩改善に関すること
- (2) 環境計量技術の向上に関すること
- (3) 環境計量に関する教育・訓練・指導に関すること
- (4) 環境計量に関する情報、資料を収集し提供すること
- (5) 官公庁及び関連団体との連絡協調をはかること
- (6) その他目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、正会員、賛助会員により構成する。

2. 正会員は千葉県に登録した濃度、特定濃度、音圧レベル、振動加速度レベルに係る計量証明事業者で、本会の趣旨に賛同する法人とする。
3. 賛助会員は、前項以外で本会の目的、事業に賛同する法人とする。

(入 会)

第 6 条 入会を希望するものは、所定の申込書を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第 7 条 会員が本会を退会しようとするときは、事前に文書をもって本会に届出なければならない。

2. 会員が次の事由のいずれかに該当する場合は、理事会の決定により本会を退会するものとする。
 - (1) 本会の目的に反する行為をしたとき
 - (2) 著しく本会の名誉を毀損したとき
 - (3) 著しく会費を滞納したとき
 - (4) 会員である法人が解散したとき

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。なお、すでに納入した入会金及び会費については退会等の理由にかかわらず、返還しない。

第 2 章 役員

(役員)

第 9 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第 10 条 理事及び監事は総会において正会員中より選出する。ただし、任期途中にて同一会員事業所内での役員の交代については理事会にて承認する。

(役員職務)

第 11 条 会長は会を代表して会の業務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は業務の円滑な選管にあたる。
4. 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときはこれを補充するものとし、補充によって選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 13 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会において推薦した者を会長が委嘱する。

2. 顧問は本会の運営又は事業会務につき、会長の諮問に応ずる。
3. 顧問の任期は、役員任期に準ずる。

第 3 章 会議

(会議)

第 14 条 会議は総会及び理事会とする。また必要に応じて専門委員会を設けることができる。

(総会開催)

第 15 条 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年1回以上開催する。

臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。ただし会員の3分の1以上から要請があった場合は総会を開催しなければならない。

(総会成立)

第 16 条 総会は正会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし委任状を提出したものは出席者とみなす。

第 17 条 総会の議事は出席正会員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(議長)

第 18 条 総会の議長は会長がこれにあたる。

(総会議決事項)

第 19 条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の変更
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

(理事会の開催と議事)

第 20 条 理事会は会長が必要と認めるときに開催し、規約に定めてある事項の他、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべきこと
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること
2. 理事会は理事の2分の1以上の出席により成立する。
 3. 理事会の議事は出席理事の過半数で決する。
 4. 理事会の議長は会長がこれにあたる。

第 4 章 資産会計等

(経 費)

第 21 条 本会の経費は会費その他の収入をもって充当する。

2. 入会金、会費については理事会の議を経て総会で決定する。また必要ある場合は臨時会費を徴収することができる。既納の入会金、会費は返戻しない。

(資産の管理)

第 22 条 本会の資産の管理及び運用に関して必要な事項は理事会において別に定める。

(事業年度)

第 23 条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第 24 条 本会の収支予算及び決算は理事会の同意を得て会長が作成し、決算については監事の監査を受けた後、ともに総会の議決を得なければならない。

第 5 章 雑 則

(解 散)

第 25 条 本会は理事の3分の2以上の同意を得、総会において正会員の3分の2以上の賛成により議決した場合は解散する。

(施行細則)

第 26 条 この規約の施行についての細則は理事会において別に定める。

附 則

この規約の改正は平成6年4月28日から施行する。

この規約の改正は平成19年4月21日から施行する。

表彰規定

(総則)

第1条 この規定は、千葉県環境計量協会（以下「協会」という。）の発展、技術の進歩に著しく貢献した、法人および個人に対して表彰などを行う場合について定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号に掲げるものを対象として行う。

1. 協会会員。（以下「会員」という。）
2. 前号会員に所属する個人。
3. 協会役員、顧問。（以下「役員等」という。）
4. その他協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者。

(選定の基準)

第3条 表彰規定の基準は、次の各号の一に該当するものとする。

1. 協会事業の運営、推進ならびに技術の進歩、改善に多大の貢献をした者。
2. そのほか、会長が必要により定めた基準に該当する者。

(表彰選考機関等)

第4条 協会規約第20条の規定に基づく理事会が、被表彰者を選考する。

2. 理事会は、次の各号による書類に基づき選考を行う。
 1. 表彰者の氏名および経歴。
 2. 表彰の対象とする業績及び理由等。
 3. 前項の書類は、理事会が妥当と認めた推薦者が作成し、理事会に提出する。

(被表彰者の決定)

第5条 会長は、理事会の選考結果に基づき被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、次の第1号による行うほか、第2号を併せて行う事ができる。

1. 表彰状の授与
2. 記念品の贈呈

(感謝状の授与)

第7条 会長が必要と認めた場合は、第2条以下の各規定を準用して感謝状を授与する事ができる。

(主務官公庁への表彰等の具申)

第8条 会長は、この規定により表彰を受けた者で、特に業績が顕著である者については、主務官公庁等の長に対し、表彰等を具申することができる。

(その他)

第9条 この規定を実施するため必要な事項については別に定める。

附則

1. この規定は、平成9年4月1日から適用する。

千葉県環境計量協会倫理綱領

2007.4.20 制定

千葉県環境計量協会の会員事業所は、環境計量証明事業者として業務の信頼性を継続的に確保し、社会的責任を果たすことを基本理念として、以下の倫理綱領に基づき事業活動を行う。

1) 法令等の順守

計量法その他全ての関係法令の目的を十分に理解し、法令等で定められた基準、要求事項及び社会的規範を常に順守する。

2) 公明・正大な活動

会員は事実を尊重し、公明・正大な活動を基本として常に中立的かつ客観的な立場で対応すると共に、自らの行動に責任を持つ。

3) 技術の向上

適正な計量管理の実施を常に心がけると共に、環境分析に関する専門機関として自らの技術の研鑽、専門能力の維持・向上に努める。

4) 機密の保持

会員は業務上知りえた個人情報、顧客情報等を、厳重かつ適正に管理する。

5) 環境問題への対応

会員は環境保全に関連する事業者として、持続可能な循環型社会の実現に向けて、環境保全活動に自主的かつ積極的に取り組む。

6) 外部との連携

常に会員、関係機関との連携を図り、協会の発展に寄与すると共に、社会との調和と共存を図るため、情報発信を積極的に実施し、社会とのコミュニケーションを深め信頼関係を構築する。

2. 会 員 名 簿

(正 会 員 46 事業所)

(賛助会員 8 事業所)

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分						注) その他
			濃 度				音 圧	振 動・ 加 速 度	
			大 気	水 質	土 壌	特・計			
アエスト環境㈱ 代表取締役 三澤 剛	〒270-2221 松戸市紙敷一丁目30番地の2 TEL 047-389-6111 FAX 047-389-3366	三澤 剛	○	○	○				上
旭硝子㈱ 千葉工場 工場長 上田 泰之 (ホームページアドレス) http://www.agc.com/	〒290-8566 市原市五井海岸10番地 TEL 0436-23-3149 FAX 0436-23-3126	CSR品質保証統括G 竹村 哲二	○	○	○				産
イカリ消毒㈱ LC環境検査センター センター長 吉浪 誠 (ホームページアドレス) http://www.ikari.co.jp	〒275-0024 習志野市茜浜1-5-10 TEL 047-452-6718 FAX 047-452-6720	分析環境グループ 田中 亮 (E.メールアドレス) ryo-tanaka@ikari.co.jp	○	○	○				環・上
㈱出光プランテック千葉 代表取締役社長 長 英連 (ホームページアドレス) http://www.idemitsu.co.jp/factory/chiba/profile/ip.html	〒299-0192 市原市姉崎海岸2番地1 TEL 0436-60-1734 FAX 0436-60-1902	事業一部試験一課 栗澤 秀典 (E.メールアドレス) hidenori.kurisawa@idemitsu.com	○	○					環・試
㈱上総環境調査センター 代表取締役 浜田 康雄 (ホームページアドレス) http://www.kazusakankyo.co.jp/ e-mail:post@kazusakankyo.co.jp	〒292-0834 木更津市潮見4-16-2 TEL 0438-36-5001 FAX 0438-36-5073	三上 正 (E.メールアドレス) eigyoku@kazusakankyo.co.jp	○	○	○	○	○	○	産・悪 環・作 上・試
㈱加藤建設 ジオテクノロジー事業部 技術部 部長代理 伊藤 浩邦 (ホームページアドレス) http://www.kato-kensetu.co.jp	〒284-0001 四街道市大日字大作岡1097-7 TEL 043-304-2399 FAX 043-304-2665	ジオテクノロジー事業部 技術部 主任 平山千恵子 (E.メールアドレス) chi.hirayama@kato-kensetu.co.jp		○	○				試
㈱環境管理センター 東関東支社 支社長 堀 宏一郎 (ホームページアドレス) http://www.kankyo-kanri.co.jp/	〒266-0031 千葉市緑区おゆみ野5-44-3 TEL 043-300-3300 FAX 043-300-3312	技術営業部長 山本 重俊 (E.メールアドレス) syamamoto@kankyo-kanri.co.jp	○	○	○	※	○	○	産・悪 環・作 上・試
㈱環境コントロールセンター本社 代表取締役 松尾 博之 (ホームページアドレス) http://www.e-c-c.co.jp/ e-mail:info@e-c-c.co.jp	〒260-0806 千葉市中央区宮崎1-22-10 TEL 043-265-2261 FAX 043-261-0402	環境部 飛田 誠 永友 康浩 (E.メールアドレス) mtobita@e-c-c.co.jp ynagatomo@e-c-c.co.jp	○	○					産・上
㈱環境測定センター 代表取締役社長 小野 博利 (ホームページアドレス) http://kansoku.jp e-mail:onohi@kansoku.jp	〒262-0023 千葉市花見川区検見川町 3-316-25 TEL 043-274-1031 FAX 043-274-1032	鈴木 健一 (E.メールアドレス) onohi@kansoku.jp	○	○					

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注)		
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度	そ の 他
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
基礎地盤コンサルタンツ(株) 代表取締役 岩崎 公俊 (ホームページアドレス) http://www.kiso.co.jp e-mail:noda.norihiro@kiso.co.jp	〒263-0001 千葉市稲毛区長沼原町51 基礎地盤コンサルタンツ(株) TEL 043-298-6310 FAX 043-250-5219	野田 典広 090-9004-5774 (E.メールアドレス) noda.norihiro@kiso.co.jp		○	○			○	○	試
(有)君津清掃設備工業 濃度計量証明事業所 取締役社長 松尾 昭憲 (ホームページアドレス) http://www.kss3194.co.jp e-mail:info@kss3194.co.jp	〒299-0236 袖ヶ浦市横田3954 TEL 0438-75-3194 FAX 0438-75-7029	遠藤 紀美 (E.メールアドレス) info@kss3194.co.jp		○						
(株)ケーオーエンジニアリング 代表取締役 小栗 勝 (ホームページアドレス) http://www.ko-e.co.jp e-mail:koe@bb.wakwak.com	〒277-0827 柏市松葉町2-11-10 TEL 04-7133-0142 FAX 04-7133-0131	第二営業部 小栗 隼人 (E.メールアドレス) info@ko-e.co.jp	○	○			○	○		
(株)ケミコート 代表取締役社長 中川 完司 (ホームページアドレス) http://www.chemicoat.co.jp	〒283-0826 東金市丘山台1-14 TEL 0475-86-6512 FAX 0475-50-7800	技術開発部 代田 和宏 (E.メールアドレス) k-sirota@chemicoat.co.jp		○						
(株)建設技術研究所 東京本社 河川部 水質試験室長 永矢 貴之 (ホームページアドレス) http://www.ctie.co.jp e-mail:nagaya@ctie.co.jp	〒278-0022 野田市山崎728-6 TEL 04-7121-2021 FAX 04-7121-2022	平田 治 (E.メールアドレス) o-hirata@ctie.co.jp		○	○					環・上 試
公害計器サービス(株) 代表取締役 佐藤 政敏 (ホームページアドレス) http://www.h2.dion.ne.jp/~kks-home/ e-mail:kks-sato@w6.dion.ne.jp	〒290-0042 市原市出津7番地8 TEL 0436-21-4871 FAX 0436-22-1617	北沢 久和	○							
(株)合同資源 千葉事業所 代表取締役常務 千葉事業所長 山ノ井 敏夫 (ホームページアドレス) http://www.godoshigen.co.jp/	〒299-4333 長生郡長生村七井土1365 TEL 0475-32-1111 FAX 0475-32-1115	技術研究所 工藤 潤 (E.メールアドレス) j.kudou@godoshigen.co.jp	○	○	○					
(株)三造試験センター 東部事業所 所長 松本 正文 (ホームページアドレス) http://www.mestrc.co.jp e-mail:matumotm@mes.co.jp	〒290-0067 市原市八幡海岸通1 TEL 0436-43-8931 FAX 0436-41-1256	化学環境分析 グループ 田辺 善昭 (E.メールアドレス) tanabey@mes.co.jp	○	○	○		※	※		産・作 試

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注)		
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度	そ の 他
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
JFEテクノリサーチ(株) 分析ソリューション本部 本部長 藤本 京子 (ホームページアドレス) http://www.jfe-tec.co.jp/ e-mail:chiba-com@jfe-tec.co.jp	〒260-0835 千葉市中央区川崎町1 TEL 043-262-4815 FAX 043-262-2199	分析部 井田 巖 (E.メールアドレス) i-ida@jfe-tec.co.jp	○	○	○				産・悪 環・作 試	
(株)ジオソフト 代表取締役 鈴木 民夫 e-mail:info@geosoft.co.jp	〒261-0012 千葉市美浜区磯辺1-2-11 TEL 043-270-1261 FAX 043-270-1815	鈴木 民夫 (E.メールアドレス) info@geosoft.co.jp					○	○	環・試	
水 i n g(株) 袖ヶ浦薬品事業所 所長 三山 義輝 (ホームページアドレス) http://www.swing-w.com/	〒299-0267 袖ヶ浦市中袖35 TEL 0438-63-8700 FAX 0438-60-1171	薬品技術センター 薬品技術二課 高橋 広治 (E.メールアドレス) takahashi.kohji@swing-w.com		○	○				産・悪 上・試	
(株)杉田製線 市川工場 代表取締役社長 杉田 光一 (ホームページアドレス) http://www.sugitawire.co.jp/	〒272-0002 市川市二俣新町17番地 TEL 047-327-4517 FAX 047-328-6260	化成品グループ 木村 成夫 (E.メールアドレス) s-kimura@sugitawire.co.jp			○	○			産	
(株)太平洋コンサルタント 代表取締役社長 棚木 隆 (ホームページアドレス) http://www.taiheiyo-c.co.jp/ e-mail:takashi_tochigi@taiheiyo-c.co.jp	〒285-0802 佐倉市大作2-4-2 TEL 043-498-3890 FAX 043-498-3919	分析技術部長 長濱 剛 (E.メールアドレス) tsuyoshi_nagahama@taiheiyo-c.co.jp	○	○	○	○	※		産・作 試	
(株)ダイワ 千葉支店長 菅谷 光夫 (ホームページアドレス) http://www.daiwa-eco.com e-mail:m.sugaya@daiwa-eco.com	〒283-0062 東金市家徳238番地の3 TEL 0475-58-5221 FAX 0475-58-5415	菅谷 光夫 (E.メールアドレス) e-mail:m.sugaya@daiwa-eco.com	○	○	○	※	※	※	産・悪 環・作 上・試	
(株)千葉分析センター 代表取締役 周 熙順 (ホームページアドレス) http://www.chiba-bunseki.co.jp e-mail:bunseki@chiba-bunseki.co.jp	〒276-0045 八千代市大和田123番地6 TEL 047-455-3513 FAX 047-484-5340	末松 大司 (E.メールアドレス) bunseki@chiba-bunseki.co.jp	○	○	○				産・試	
中外テクノス(株) 関東環境技術センター 所長 澄川 勝也 (ホームページアドレス) http://www.chugai-tec.co.jp/	〒267-0056 千葉市緑区大野台2-2-16 TEL 043-295-1101 FAX 043-295-1110	営業部 羽根 司 (E.メールアドレス) t.hane@chugai-tec.co.jp	○	○	○	※	○	○	産・悪 環・作 上・試	

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分						注)	
			濃 度				音 圧	振 動・ 加 速 度		そ の 他
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
(株)中研コンサルタント 船橋技術センター センター長 堀口 浩司 (ホームページアドレス) http://www.chuken.co.jp/ e-mail:khoriguchi@ccc.soc.co.jp	〒274-0053 船橋市豊富町585 TEL 047-457-3628 FAX 047-457-6284	材料部 分析評価グループ 秋山 達志 (E.メールアドレス) takiyama@ccc.soc.co.jp	○	○	○				試	
月島機械(株) 開発本部 研究所 所長 佐藤 正則 (ホームページアドレス) http://www.tsk-g.co.jp e-mail:ke_suzuki@tsk-g.co.jp	〒272-0127 市川市塩浜1-12 TEL 047-359-1653 FAX 047-359-1663	研究所 分析グループ 鈴木 健治 (E.メールアドレス) ke_suzuki@tsk-g.co.jp	○	○	○				産・上 試	
(株)東京化学分析センター 代表取締役社長 森本 薫子 (ホームページアドレス) http://www.tcac.co.jp e-mail:info@tcac.co.jp	〒299-0044 市原市玉前西2丁目1番地52 TEL 0436-21-1441 FAX 0436-21-5999	営業事務 鈴木 典子 (E.メールアドレス) suzuki123x@tcac.co.jp	○	○	○				産・悪 上・試	
東京公害防止(株) 代表取締役社長 小野 次男	〒277-0863 柏市豊四季508-53 TEL 04-7174-6446 FAX 04-7174-4625	専務取締役 小野 真一 (E.メールアドレス) shinichi-ono@tk-b.co.jp tkbakiba@m20.alpha-net.ne.jp	○	○	○				産・環 作・上 試	
東京パワーテクノロジー(株) 分析センター センター長 山崎 賢司 (ホームページアドレス) http://www.tokyo-pt.co.jp e-mail:yamazaki-kenji@tokyo-pt.co.jp	〒267-0056 千葉市緑区大野台2-3-6 TEL 043-295-8405 FAX 043-295-8407	福田 茂晴 (E.メールアドレス) fukuda-shigeharu@tokyo-pt.co.jp	○	○	○		○	○	産 環・作 上・試	
東洋テクノ(株) 代表取締役社長 久保田 隆 (ホームページアドレス) http://www.shokokai.or.jp/12/1240711000/index.htm e-mail:jiubaotianlong@gmail.com	〒289-1516 山武市松尾町田越328-1 TEL 0479-86-6636 FAX 0479-86-6624	高江 幸子 (E.メールアドレス) jiubaotianlong@gmail.com	○	○	○				産・環 上・試	
(株)永山環境科学研究所 代表取締役社長 永山 英樹 (ホームページアドレス) http://www.ngym.co.jp e-mail:info@ngym.co.jp	〒273-0123 鎌ヶ谷市南初富1-8-36 TEL 047-445-7277 FAX 047-445-7280	永山 貴生 (E.メールアドレス) info@ngym.co.jp	○	○	○	○	○	○	産・悪 環・作 上・試	
日廣産業(株) 環境技術センター 所長 藤本 匡 e-mail:nikkosangyo@dream.com	〒260-0826 千葉市中央区新浜町1番地 TEL 043-266-1221 FAX 043-266-1220	松戸 康朗 (E.メールアドレス) nikkosangyo-chiba@gaea.ocn.ne.jp		○	○					

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注)		
			濃 度				音 圧		振 動・ 加 速 度	そ の 他
			大 気	水 質	土 壌	特・計				
㈱日曹分析センター 千葉事業所 所長 高嶋 一英 (ホームページアドレス) http:// www.ncas.co.jp/ e-mail:info@ncas.co.jp	〒290-0045 市原市五井南海岸12-54 TEL 0436-23-2149 FAX 0436-23-4982	松本 仁志 (E.メールアドレス) info@ncas.co.jp	※	○	○				産・作 試	
日鉄住金環境㈱ 分析ソリューション事業本部 顧問 君津センター長 水内 千明 (ホームページアドレス) http://www.eco-tech.nssmc.com e-mail:c_minochi@eco-tech.nssmc.com	〒292-0825 木更津市畑沢1-1-51 君津支店 TEL 0438-80-2855 FAX 0438-80-2860	君津支店営業部 安藤 淳 (E.メールアドレス) a_ando@eco-tech.nssmc.com	○	○	○	※	※	※	産・悪 環・作 試	
日鉄住金テクノロジー㈱ 富津事業所 田中 富三男 (ホームページアドレス) http://www.nsst.nssmc.com	〒293-0011 富津市新富20-1 TEL 0439-80-2691 FAX 0439-80-2767	山本 祐輔 080-4602-3834 (E.メールアドレス) yamamoto-yusuke@nsst.jp	○	○	○	※	※	※	産・悪 環・試	
㈱日本環境分析センター 代表取締役 岡田 智彦 (ホームページアドレス) http://www.c-hokken.com/nkbc/ e-mail:n-kankyo@fancy.ocn.ne.jp	〒263-0001 千葉市稲毛区長沼原789-4 TEL 043-215-1441 FAX 043-215-1466	代表取締役 岡田 智彦 (E.メールアドレス) n-kankyo@fancy.ocn.ne.jp		○						
㈱日本公害管理センター 千葉支店 支店長 佐藤 考行 (ホームページアドレス) http://www14.ocn.ne.jp/~nkkc e-mail:chiba@nkkc.co.jp	〒286-0134 成田市東和田348-1 TEL 0476-24-3438 FAX 0476-24-2096	伊藤 裕一 (E.メールアドレス) itoh@nkkc.co.jp	※	※	※		○	○	産・作	
㈱日立産機 ドライブ・ソリューションズ 代表取締役 服部 眞 (ホームページアドレス) http://www.hitachi-ies-ds.co.jp	〒275-0001 習志野市東習志野3-15-11 TEL 047-477-5098 FAX 047-478-5324	環境管理センタ 部長代理 西村 欣也 (E.メールアドレス) nishimura-kinya@hitachi-ise.co.jp 主任 安田 喜孝 yasuda-yoshitaka@hitachi-ise.co.jp	○	○	○		○	○	産・悪 環・作 上	
㈱日立プラントサービス 分析技術センタ センタ長 内富 康成 (ホームページアドレス) http://www.hitachi-hps.co.jp/	〒271-0064 松戸市上本郷537 TEL 047-365-3840 FAX 047-367-6921	フロントグループ 堤 兼資郎 (E.メールアドレス) kenshiro.tsutsumi.vo@hitachi.com	○	○	○		○	○	産・悪 作 上・試	

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分					注)		
			濃 度				音 圧		振 動 ・ 加 速 度	そ の 他
			大 気	水 質	土 壌	特 ・ 計				
公益社団法人船橋市清美公社 理事長 湯浅 勇 (ホームページアドレス) http://www.seibikosya-funabashi.com/ e-mail:y.yuasa@seibikosya-funabashi.com	〒273-0016 船橋市潮見町16-7 TEL 047-431-3796 FAX 047-433-6788	分析センター 湯浅 勇樹 (E.メールアドレス) y.yuasa@seibikosya-funabashi.com	○	○	○					
㈱古河電工アドバンスエンジニアリング 代表取締役社長 廣野 浩己 (ホームページアドレス) http://www.furukawa.co.jp e-mail:eigy@feae.co.jp	〒290-8555 市原市八幡海岸通6 TEL 0436-42-1608 FAX 0436-42-1796	環境エンジニアリング課 中嶋 陽一 (E.メールアドレス) nakajima@feae.co.jp	○	○	○				作	
㈱三井化学分析センター 市原事業所長 赤木 一生 (ホームページアドレス) http://www.mcanac.co.jp	〒299-0108 市原市千種海岸3番地 TEL 0436-62-9490 FAX 0436-62-8294	化学分析G 近田 一幸 (E.メールアドレス) kazuyuki.konda@mitsuichemicals.com		○	○				試	
㈱ユーベック 代表取締役社長 飯塚 嘉久 (ホームページアドレス) http://www.ubec.co.jp e-mail:info@ubec.co.jp	〒292-0004 木更津市久津間613番地 TEL 0438-41-7878 FAX 0438-41-7876	技術部 大井 裕之 (E.メールアドレス) info@ubec.co.jp	○	○	○		○	○	産・悪 作・上 試	
ライト工業㈱ R&Dセンター センター長 高橋 修 (ホームページアドレス) http://www.raito.co.jp/	〒274-0071 船橋市習志野4-15-6 TEL 047-464-3611 FAX 047-464-3613	飯尾 正俊 (E.メールアドレス) iimasa@raito.co.jp		○	○					
菱冷環境エンジニアリング㈱ 取締役社長 丸山 孝彦 (ホームページアドレス) http://www.mitsubishielectric.co.jp/group/reec/	〒272-0127 千葉県市川市塩浜3丁目12番地 TEL 047-318-7001 FAX 047-318-7021	技術本部 保守点検 ・水質分析課 酒井 祐介 (E.メールアドレス) yusuke-sakai@melplant.co.jp		○						

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

〔賛助会員〕

会 員 名 簿

会 員 名	所 在 地	担 当 者	事 業 区 分						注) その他
			濃 度				音 圧	振 動・ 加 速 度	
			大 気	水 質	土 壌	特・計			
(株)エヌサイト ソリューション事業部営業部 担当部長 石垣 高之 (ホームページアドレス) http://www.nsynt.co.jp/ e-mail:ishigaki@nsynt.co.jp	〒221-0052 横浜市神奈川区栄町10-35 ポートサイドダイヤビル5F TEL 045-440-5960 FAX 045-440-5967	ソリューション事業部 営業部 神崎 陽一 (E.メールアドレス) kanzaki@nsynt.co.jp							
(有)ケースオフィス 代表取締役 川添 公貴 (ホームページアドレス) http://www.kz-office.co.jp/ e-mail:mail@kz-office.co.jp	〒264-0025 千葉市若葉区都賀5-17-3 TEL 043-233-8967 FAX 043-233-8960	川添 公貴 (E.メールアドレス) mail@kz-office.co.jp							
(株)コスモス テクノアソシエイト事業部 事業部長 柴田 美保子 (ホームページアドレス) http://www.cosmos-flw.co.jp e-mail:shibata@cosmos-flw.co.jp	〒260-0028 千葉市中央区新町18-14 千葉新町ビル7F TEL 043-248-2391 FAX 043-248-2071	柴田 美保子 (E.メールアドレス) shibata@cosmos-flw.co.jp							
(株)東京科研 千葉営業所 所長 石井 龍一 (ホームページアドレス) http://www.tokyokaken.co.jp e-mail:ishii@tokyokaken.co.jp	〒260-0842 千葉市中央区南町3-16-17 TEL 043-263-5431 FAX 043-263-5433	白根 雄太 (E.メールアドレス) shirane@tokyokaken.co.jp							
東京テクニカル・サービス(株) 代表取締役 吉池 南 (ホームページアドレス) http://www.tts-4u.co.jp e-mail:tokyo@tts-4u.co.jp	〒279-0022 浦安市今川4-12-38-1 TEL 047-354-5337 FAX 047-352-6637	技術二部 藤井 雄造 (E.メールアドレス) toykyo@tts-4u.co.jp	※	※	※	※	※	※	産・悪 環・作 上・試
ビーエルテック(株) 代表取締役 川本 和信 (ホームページアドレス) http://www.bl-tec.co.jp e-mail:contact@bl-tec.co.jp	〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 14-15 マツモトビル4F TEL 03-5847-0252 FAX 03-5847-0255	秋月 晃 (E.メールアドレス) akizuki@bl-tec.co.jp							
松田産業(株) 代表取締役 松田 芳明 (ホームページアドレス) http://www.matsuda-sangyo.co.jp	〒176-0011 東京都練馬区豊玉上2-2-5-6F TEL 03-3993-3301 FAX 03-3948-0024	アーバンリサイクル営業部 東京営業所 吉川 栄一 (E.メールアドレス) yoshikawa-e@matsuda-sangyo.co.jp							
ユーロフィン日本環境(株) 千葉営業所 所長 宮本 敦夫 (ホームページアドレス) http://www.eurofins.co.jp e-mail:atsuomiyamoto@eurofins.com	〒262-0031 千葉市花見川区武石町 1-534-1 TEL 043-296-2272 FAX 043-296-2273	営業部ディレクター 木村 克年 (E.メールアドレス) katsutoshikimura@eurofins.com	※	※	※	※	※	※	産・悪 環・作 上・試

注) 特・計：特定計量証明事業 ※：県外事業所登録

産：産業廃棄物分析、環：環境アセスメント、上：上水分析、悪：悪臭、作：作業環境、試：試験・研究・開発

3. JIS K1012 工場排水試験法 改正について

※経済産業省ホームページより引用

4. 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

※環境省ホームページより引用

5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

※環境省ホームページより引用

6. 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」の一部を改正する告示の交付について

※環境省ホームページより引用

7. 水銀による環境の汚染の防止に関する法律について
水銀大気排出対策

※環境省ホームページより引用

日本工業規格（JIS規格）を制定・改正しました（平成28年3月分）

本件の概要

経済産業省では、技術の進歩や、安全性向上等必要に応じて、JIS規格を制定・改正しています。今回は、146件の制定・改正がありました。

1. 概要

日本工業規格(JIS : Japanese Industrial Standards)とは、鉱工業品の品質の改善、性能・安全性の向上、生産効率の増進等のため、工業標準化法に基づき制定される我が国の国家規格です。

JIS規格は、製品の種類・寸法や品質・性能、安全性、それらを確認する試験方法や、要求される規格値などを定めており、生産者、使用者・消費者が安心して品質が良い製品を入手できるようにするために用いられています。

これらの規格は、日本工業標準調査会（JISC : Japanese Industrial Standards Committee）の審議を経て制定されます。このたび3月分のJIS規格の制定・改正を行いました。

2. 今回のJIS規格制定・改正内容

今回は、52件の制定及び94件の改正を行いました(資料1)。中でも、以下のJIS規格の制定・改正は特に重要です。

1. 家庭用電気機器の待機時消費電力の測定方法に関するJISの制定（資料2）

家庭用電気機器（電子レンジ、ジャー炊飯器など）の省エネルギー性能に対する社会的要請の高まりを受け、国際規格に整合した待機時および低電力モードの消費電力の測定方法について、新たに日本工業規格（JISC62301：家庭用電気機器－待機時消費電力の測定方法）を制定しました。これにより、各社ごと、製品ごとに同一の測定方法での計測が可能となり、消費者が正しく製品選択するための指標を提供する事が可能となります。

2. JISZ8210案内用図記号の改正及びJISZ9098災害避難誘導標識システムの制定（資料3）

災害による人的被害を低減するためには、緊急時に、地域住民のみならず、観光客等も安全な場所へ素早く避難できることが重要です。そこで、JISZ8210（案内用図記号）を改正し、災害種別を表す図記号等を新たに追加しました。また、災害種別ごとの避難場所の方角・距離など、迅速な避難を可能とする情報を、共通の標識として設置するため、標識に記載する情報に関するルールを定めた、災害避難誘導標識システムに関するJIAZ9098を制定しました。

3. 工場排水試験方法のJIS改正（資料4）

環境分析業務における環境負荷を低減するとともに、作業効率の向上を図る目的で、日本工業規格（JISK0102）に定める工場排水試験法の3つの項目（CODcr（ニクロム酸カリウムによる酸素消費量）測定法、溶存酸素の測定法、全水銀の測定法）について、新しい分析技術を追加しました。

4. 路面標示用塗料のJIS改正（資料5）

日本工業規格（JISK5665）に定める路面標示用黄色塗料について、鉛・クロムフリーの塗料が一部の地方自治体で採用され始めたことから、受渡当事者間の合意によって鉛・クロムフリー黄色塗料の利用が可能となるよう、鉛含有量及びクロム含有量の試験方法、規格値及び表示について規定を追加しました。また、屋外暴露耐候性試験用の新たなアスファルトブロック板を追加しました。

5. 非接触ICカードのJIS改正（資料6）

我が国の公共交通カード及び電子マネーで広く使われている、高速処理を特徴とする日本発の非接触ICカードに関する日本工業規格〔JIS X 6319-4（ICカード実装仕様－第4部：高速処理用近接型ICカード）〕について、改正を行いました。今回の改正では、近距離無線通信規格であるNFC（Near Field Communication）に対応したスマートフォンに本JISで規定する非接触ICカード機能を共存させるための追加と修正を行いました。この改正により、我が国で普及している電子マネー機能の様々なスマートフォンへの搭載が期待されます。

6. ウェブコンテンツのJIS改正（資料7）

ウェブコンテンツの利用環境の多様化、障害者差別解消法の施行、国際規格への整合などによる社会的要請の高まりを受け、年齢、障害の有無、利用環境等に関係なく、全ての利用者がウェブで提供されている情報にアクセスし利用できるよう、日本工業規格（JISX8341-3）において、ウェブコンテンツを利用者が知覚、操作、そして理解しやすくするための品質基準のJIS規格の改正を行いました。

担当


産業技術環境局基準認証広報室
産業技術環境局国際標準課
産業技術環境局国際電気標準課


公表日


平成28年3月22日(火)


発表資料


[日本工業規格（JIS規格）を制定・改正しました（平成28年3月分）\(PDF形式：23KB\)](#) 


[平成28年3月22日公示JISリスト\(PDF形式：171KB\)](#) 


[家庭用電気機器の待機時消費電力の測定方法に関するJISの制定\(PDF形式：11KB\)](#) 

[JIS Z 8 2 1 0 案内用図記号の改正及びJIS Z 9 0 9 8 災害種別避難誘導標識システムの制定\(PDF形式：158KB\)](#) 

[工場排水試験方法のJIS改正\(PDF形式：14KB\)](#) 

[路面標示用塗料のJIS改正\(PDF形式：9KB\)](#) 

[非接触ICカードのJIS改正\(PDF形式：22KB\)](#) 

[ウェブコンテンツのJIS改正\(PDF形式：518KB\)](#) 

工場排水試験方法の JIS 改正

—環境負荷低減に資する試験法への転換を目指して—

平成28年3月22日

環境分析業務における環境負荷を低減するとともに、作業効率の向上を図る目的で、日本工業規格(JISK0102)に定める工場排水試験法の3つの項目(COD_{Cr}(ニクロム酸カリウムによる酸素消費量)測定法、溶存酸素の測定法、全水銀の測定法)について、新しい分析技術を追加しました。

1. 規格改正の目的・背景

JISK0102(工業排水試験方法)は1規格に72項目の水質試験法が規定されており、水質の環境基準や排水基準の測定法を始め、多くの強制法規に引用されている重要な規格です。そのため、近年の技術進歩や環境行政ニーズを反映させるための見直し・改正を継続的に行っています。今回の改正では、分析作業における有害物質の使用量や廃液量の低減、及び新規技術の導入の観点から規格改正を行いました。

2. 規格改正の主なポイント

- ①COD_{Cr}測定法に、蓋付き試験管を用いた吸光光度法を追加しました。この方法はISO 15705:2002(水質—化学的酸素要求量指数の測定(ST-COD)—小型密閉管法)を基礎として作成しています。本方法を用いることで、従来の滴定法に比べて使用する試料量を1/10に軽減でき、有害物質である硫酸水銀及びニクロム酸カリウム溶液の使用量もそれぞれ1/10、1/20に減量することができます。また、前処理操作も簡易になります。
- ②溶存酸素の測定法に光学式センサを用いた測定法を追加しました。光学式センサはメンテナンスが容易で、腐食に強い利点があるため、今回新たに採用しました。この規格は2014(平成26)年に発行された、ISO17289:2014(水質—溶存酸素の定量—光学センサ法)に整合したものとなっています。また、今回の改正に際し、従来の水中の飽和溶存酸素量の表を、ISOに整合した表に変更しました。
- ③全水銀の測定還元気化原子吸光法に、低濃度水銀測定用として高感度の水銀専用原子吸光装置を用いた方法を追加しました。本方法を用いると、試料量が従来法の1/30に低減できます。さらに、新たに加熱気化—金アマルガム捕集原子吸光法を追加しました。この方法は、感度が高く、溶媒抽出操作を必要としないため、有害物質使用量の低減につながります。

【担当】経済産業省 産業技術環境局 国際標準課(03-3501-9283、内線 3426~3427)

(課長)福田 泰和 (担当)木地本(きじもと) 直美

経済産業省 産業技術環境局 環境指導室

(補佐) 苦瓜 作

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が本日公布され、平成28年7月1日から施行されることになりました。今回の省令改正は、水質汚濁防止法におけるほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が平成28年6月30日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定排水基準について定めたものです。

併せて、平成28年3月22日から4月20日にかけて実施した「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について取りまとめました。

1. 背景

水質汚濁防止法に定める有害物質のうち、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）については、

- ・ほう素及びその化合物：10mg/L^{※1}（230mg/L^{※2}）
- ・ふっ素及びその化合物：8mg/L^{※1}（15mg/L^{※2}）
- ・硝酸性窒素等：100mg/L

とする一般排水基準が平成13年7月1日より適用され、併せて、この基準に置ちに対応することが困難な40業種については、3年間の期限で暫定排水基準が設定されました。

その後3年ごとの見直しを経て、現在13業種について暫定排水基準が設定されています。

今回の改正は、現行の暫定排水基準が平成28年6月30日をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される基準について定めるものです。

※1：海域以外の公共用水域に排出されるもの

※2：海域に排出されるもの

2. 改正の概要

現在暫定排水基準が設定されている13業種のうち、1業種（粘土かわら製造業）については暫定排水基準から一般排水基準へ移行します。

また、残る12業種のうち7業種については、一部の項目について現行の暫定排水基準を強化します。その他5業種については現行の暫定排水基準を維持し、適用期限を3年間延長します。

3. 意見募集（パブリックコメント）の実施結果の概要

改正に先立って行った、「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見募集の結果は、以下のとおりです。

1) 意見募集の期間及び方法

- 意見の募集期間：平成28年3月22日（火）から平成28年4月20日（水）
- 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- 意見提出方法：電子メール、郵送又はファックス

2) 御意見の件数 4件（提出者数：3個人及び団体）

3) 御意見の概要及びこれに対する考え方 別添5のとおり

4. 今後の予定

平成28年7月1日から施行

添付資料

〔別添1〕改正省令概要 [PDF 17 KB]

〔別添2〕英文 [PDF 26 KB]

〔別添3〕新旧対照表 [PDF 37 KB]

〔別添4〕参照英文 [PDF 12 KB]

〔別添5〕「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案について」に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について [PDF 77 KB]

連絡先

環境省水・大気環境局水環境課

直 通：03-5521-8313

代 表：03-3581-3351

課 長：二村 英介（内線6610）

主 査：甲斐 文祥（内線6615）

担 当：廣田 大輔（内線6629）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の公布について

中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理基準等専門委員会において「廃棄物処理基準等専門委員会報告書（廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等に関する検討（トリクロロエチレン）」）が取りまとめられ、平成28年2月24日に中央環境審議会循環型社会部会に報告されたことに伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」が本日公布され、一部を除き、平成28年9月15日から施行されることとなりましたのでお知らせします。

また、平成27年12月28日から平成28年1月26日までの間に実施した「廃棄物処理基準等専門委員会報告書（廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等に関する検討（トリクロロエチレン）」）に関する意見募集（パブリックコメント）の結果についても、併せてお知らせいたします。

1. 改正の趣旨

平成26年9月、中央環境審議会会長から環境大臣に対しトリクロロエチレンの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値を見直すことが適当である旨が、答申されました。この答申を踏まえ、同年11月17日に水質環境基準及び地下水環境基準が改正されました。

これを受け、平成27年4月21日に中央環境審議会会長から環境大臣に対しトリクロロエチレンの水質汚濁防止法に基づく排水基準を見直すことが適当である旨が、答申されました。この答申を踏まえ、同年10月21日に排水基準が改正されました。

水質環境基準等の変更を受け、廃棄物処理基準等専門委員会では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等の見直しについて検討するため、廃棄物最終処分場からの放流水等からの排出の実態、廃棄物中の濃度の実態等について調査等を進め、商議を行いました。

その結果を踏まえ、「廃棄物処理基準等専門委員会報告書（廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等に関する検討（トリクロロエチレン）」（案）」を取りまとめ、平成27年12月28日から平成28年1月26日の間にパブリックコメントを実施し、平成28年2月24日に中央環境審議会循環型社会部会に報告されました。

本省令等は、同報告に基づき、廃棄物最終処分場からの放流水の排出基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等を改正するものです。

2. 改正の内容

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）等の一部改正

1) トリクロロエチレンについて特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準を、以下の表に適合しないことに変更します。

廃棄物の種類	基準	
指定下水汚泥関係 (規則第1条の2第5項関係)	指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ以外）	0.1mg/L以下 (現行 0.3mg/L)
	指定下水汚泥を処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ）	1mg/L以下 (現行3mg/L)
廃油関係 (規則第1条の2第10項関係)	廃油を処分するために処理したもの（廃油、廃酸又は廃アルカリ以外）	0.1mg/L以下 (現行 0.3mg/L)
	廃油を処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ）	1mg/L以下 (現行3mg/L)
汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ以外）	0.1mg/L以下 (現行 0.3mg/L)
	廃酸又は廃アルカリ若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ）	1mg/L以下 (現行3mg/L)

(2) 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下「判定基準省令」という。）の一部改正

1) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を最終処分場に埋立処分する際に当該産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に含まれるトリクロロエチレンの基準を、以下の表のとおり変更します。

廃棄物の種類	基準
汚泥又は指定下水汚泥若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの (判定基準省令第1条第8項、第3条第12項関係)	0.1mg/L以下 (現行0.3mg/L以下)

2) 産業廃棄物を海洋投入処分する際に当該廃棄物に含まれるトリクロロエチレンの量の基準を、以下の表のとおり変更します。

廃棄物の種類	基準
有機性汚泥又は動植物性残さ（令第6条第1項第4号イに掲げるものに限る。） （判定基準省令第2条第1項、第4項関係）	0.1mg/kg以下 （現行0.3mg/kg以下）
廃酸、廃アルカリ又は家畜ふん尿（令第6条第1項第4号イに掲げるものに限る。） （判定基準省令第2条第3項、第5項）	0.1mg/L以下 （現行0.3mg/L以下）
無機性汚泥（令第6条第1項第4号イに掲げるものに限る。） （判定基準省令第2条第1項、第2項関係）	0.01mg/L以下 （現行0.03mg/L以下）

(3) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分場基準省令」という。）等の一部改正

1) 廃棄物最終処分場から排出される放流水の排水基準、廃棄物最終処分場の地下水基準、安定型最終処分場の浸透水の基準について、トリクロロエチレンに関するものを、以下の表のとおり変更します。

また、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第26条第1項第3号及び第2項第4号に定められた埋立地からの放流水の排水基準及び最終処分場周縁の地下水の基準についても同等の措置を講じます。

基準	放流水基準（管理型）	地下水基準（全処分場共通） 浸透水基準（安定型）
	0.1mg/L以下 （現行0.3mg/L以下）	0.01mg/L以下 （現行0.03mg/L以下）

2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成28年環境省告示第31号）が平成28年3月29日に公布され、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目のうち「塩化ビニルモノマー」については、「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」と名称変更され平成29年4月1日から施行されることから、上記最終処分場周縁の地下水の基準項目についても同様に改正を行います。

3. 廃棄物の最終処分場の技術上の基準に関する経過措置

一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の廃止時には、保有水等の水質検査を2年以上にわたり行うことが必要ですが、本改正の施行前に行われた水質検査の結果については、改正前の最終処分場基準省令の排水基準等に適合しているか判断する経過措置を設けます。

4. 施行期日

2. (1)、2. (2)、2. (3)の1)は平成28年9月15日
2. (3)の2)は平成29年4月1日

5. パブリックコメントの結果について

本改正について、平成27年12月28日から平成28年1月26日までの間、意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。その結果、本件に関する御意見はございませんでした。

6. 添付資料

別紙1：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（案文）

別紙2：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（新旧対照案文）

別紙3：「廃棄物処理基準等専門委員会報告書（廃棄物処理方に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等に関する検討（トリクロ））」

添付資料

別紙1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（案文） [PDF 65 KB]

別紙2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（新旧対照案文） [PDF 77 KB]

別紙3 「廃棄物処理基準等専門委員会報告書（廃棄物処理方に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等に関する検討（トリクロ））」 [PDF 424 KB]

連絡先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

代表：03-3581-3351

直通：03-5501-3157

課長：角倉 一郎（内線 6871）

補佐：竹花 英彰（内線 7872）

担当：坂辺 聡（内線 6885）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

代表：03-3581-3351

直通：03-5501-3154

課長：淵川 恵子（内線 6841）

補佐：西原 正彦（内線 6845）

「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」の一部を改正する告示の公布について

測定精度の向上等を図るため、悪臭防止法施行規則第1条の臭気指数及び同規則第6条の2の臭気排出強度の算定の方法について定めた告示について、一部改正する告示が本日公布・施行されました。

1. 背景・趣旨

測定精度の向上等を図るため、悪臭防止法施行規則第1条の臭気指数及び同規則第6条の2の臭気排出強度の算定の方法について定めた告示の一部を改正し、本日公布・施行されました。

2. 改正の概要について

(1) 表現の適正化

- ・「正常な嗅覚」を「判定試験に適した嗅覚」に改めます。

(2) パネルの選定試験

- ・5枚のにおい紙に無臭の流動パラフィン（3枚）及び基準臭液（2枚）を浸す順番を特定しないこととします。
- ・5種類の基準臭液のうち1種類のみ間違えた場合は、間違えた基準臭液について2度再検査を行い2度とも正しく回答した者を合格とします。

(3) 装置及び器具

- ・におい袋の試料導入口について、現行のガラス管に加え、新素材が開発された際の汎用性も踏まえ、無臭性のもので臭気の吸着及び透過が少なく、におい袋のフィルムと同じ定性的な条件を満たす材質のものについても使用可能とします。

(4) 測定の方法

- ・排出口試料及び排出水試料に対するにおい袋（フラスコ）選定操作において、「付臭におい袋（付臭フラスコ）を選定することが不能」という場合を削除し、いずれかの付臭におい袋（付臭フラスコ）を必ず回答することに改めます。また、環境試料の判定試験において、「付臭におい袋を選定することが不能である場合にあっては0.33を与え」を削除します。
- ・判定試験時の排出水試料の調整において、試料水からの過剰なおい袋の発散を抑えるため、先にフラスコに無臭水を入れた後、試料水を注入する手順とします。
- ・環境試料の臭気指数算出式について、電卓を用いた場合と表計算ソフトなどを用いた場合とで数値が一致しないことがあるため、計算手法によらず算出結果を一致させるため、 $Y = 10 \log M + 10 (r1 - 0.58) / (r1 - r0)$ に改めます。
- ・臭気指数2号基準を算出する際の臭気排出強度の有効桁数を2桁とします。

3. 公布・施行日

平成28年8月19日

4. 意見募集（パブリックコメント）の結果概要（詳細は添付資料2）

(1) 意見募集対象

「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」の一部を改正する案の概要

(2) 意見募集期間

平成28年5月19日（木）～6月18日（土）

(3) 意見の提出数

- ・意見提出者数 1名
- ・提出された意見数 1件

添付資料

添付資料1 [臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法を改正する件（新旧対照条文）](#) [PDF 132 KB]

添付資料2 [「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」の一部を改正する案に対する意見の募集（パブリックコメント）実施結果](#) [PDF 68 KB]

連絡先

環境省水・大気環境局大気生活環境室

直通 03-5521-8299

代表 03-3581-3351

室長：行木 実弥（内線6540）

係長：岩原 久恵（内線6543）

担当：河田 悠（内線7584）

関連情報

過去の報道発表資料

平成28年5月19日

[「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」の一部を改正する案に対する意見の募集（パブリックコメント）について](#)



トピックス一覧 新着情報一覧 報道発表一覧

ホーム | 環境省のご案内 | 政策分野・行政活動 | 環境基準・法令等 | 白書・統計・資料 | 申請・届出・公募 | 報

保健・化学物質対策

ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 保健・化学物質対策 > 水銀に関する取組 > 水銀による環境の汚染の防止に関する法律について

水銀による環境の汚染の防止に関する法律について

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について定めた法律です。

[法律の概要 \[PDF 193KB\]](#)

法令

法律

[水銀による環境の汚染の防止に関する法律 \[PDF 153KB\]](#)

政令

[水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令 \[PDF 19KB\]](#)

[水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令 \[PDF 105KB\]](#)

省令

[水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令 \[PDF 46KB\]](#)

[特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令 \[PDF 151KB\]](#)

[新用途水銀使用製品の製造等に関する命令 \[PDF 237KB\]](#)

[水銀による環境の汚染の防止に関する法律第十四第四項の期間を定める省令 \[PDF 37KB\]](#)

[水銀等の貯蔵に関する省令 \[PDF 205KB\]](#)

[水銀含有再生資源の管理に関する命令 \[PDF 219KB\]](#)

[水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令 \[PDF 122KB\]](#)

[水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二十九条第二項の規定に基づく権限の委任に関する省令 \[PDF 47KB\]](#)

告示

[水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針 \[PDF 66KB\]](#)

[水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針 \[PDF 79KB\]](#)



環境省（法人番号1000012110001）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) [地図・交通案内](#)

[環境省ホームページについて](#) | [著作権・リンクについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [環境関連リンク集](#)

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.



トピックス一覧 新着情報一覧 報道発表一覧

ホーム | 環境省のご案内 | 政策分野・行政活動 | 環境基準・法令等 | 白書・統計・資料 | 申請・届出・公募 | 報

大気環境・自動車対策

ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 大気環境・自動車対策 > 水銀大気排出対策

水銀大気排出対策

大気汚染防止法

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）

[要綱 \[PDF 82KB\]](#)

[条文・理由 \[PDF 111KB\]](#)

[新旧対照表 \[PDF 194KB\]](#)

[参照条文 \[PDF 177KB\]](#)

大気汚染防止法施行令

大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第379号）

[要綱 \[PDF 28KB\]](#)

[条文・理由 \[PDF 70KB\]](#)

[新旧対照表 \[PDF 111KB\]](#)

[参照条文 \[PDF 125KB\]](#)

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成28年政令第298号）

[要綱 \[PDF 19KB\]](#)

[条文・理由 \[PDF 33KB\]](#)

[参照条文 \[PDF 27KB\]](#)

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第299号）

[要綱 \[PDF 18KB\]](#)

[条文・理由 \[PDF 23KB\]](#)

[新旧 \[PDF 36KB\]](#)

[参照条文 \[PDF 40KB\]](#)

大気汚染防止法施行規則

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）

[条文 \[PDF 189KB\]](#)

[新旧 \[PDF 1.3MB\]](#)

※様式一覧については[こちら](#)をご参照ください。

関係告示

[排出ガス中の水銀測定法 \[PDF 214KB\]](#) (平成28年環境省告示94号)

関係通達

[大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について \[PDF 101KB\]](#) (平成28年環水大大発第1609264号)

[大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準](#)

中央環境審議会

水銀大気排出対策小委員会

[水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について\(答申\)\(平成27年1月23日\) \[PDF 89KB\]](#)

大気排出基準等専門委員会

[「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について\(第一次答申\)」](#)

検討会

[平成27年度 第1回水銀大気排出抑制対策調査検討会\(平成27年12月3日\)](#)

[平成27年度 第2回水銀大気排出抑制対策調査検討会\(平成28年1月25日\)](#)

[平成27年度 第3回水銀大気排出抑制対策調査検討会\(平成28年3月4日\)](#)

[「水銀大気排出抑制対策について」\(平成28年3月22日 水銀大気排出抑制対策調査検討会\)](#)



環境省(法人番号1000012110001)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) [地図・交通案内](#)

[環境省ホームページについて](#) | [著作権・リンクについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [環境関連リンク集](#)

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

千 環 協 案 内

平成28年11月

発行 千葉県環境計量協会
〒264-0025 千葉市若葉区都賀5-17-3
(有)ケーズオフィス内
☎ 043-233-8967

編集 千環協 経営・業務委員会
委員長 鈴木 健治 (月島機械株)
委員 伊藤 裕一 (株)日本公害管理センター)
小野 博利 (株)環境測定センター)
田辺 義昭 (株)三造試験センター)
羽根 司 (中外テクノス株)
吉川 栄一、竹内 猛 (松田産業株)

印刷 ワタナベメディアプロダクツ株式会社
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-31-6KMビル
☎ 043-308-7023